

令和2年 11月 11日 開会

令和2年 11月 11日 閉会

令和2年（2020年）第6回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和 2 年（2020年）第 6 回紀北町議会臨時会会議録

（ 第 1 号 ）

令和 2 年11月11日（水曜日）

令和2年（2020年）第6回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和2年11月11日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和2年第6回紀北町議会臨時会議事日程 令和2年11月11日（第1号）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第73号 町民センター解体工事請負契約の締結について
	閉 会

令和2年（2020年）第6回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和2年11月11日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年11月11日（水）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第6回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても感染予防の観点から議員、執行部ともマスクの着用を許可することといたします。

また、休憩時には議場の換気を行いますので、ご了承ください。

なお、傍聴者につきましても同様のご協力をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和2年第6回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年11月11日（水曜日）、午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第73号 町民センター解体工事請負契約の締結について

以上でございます。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8 番 樋口泰生君

9 番 太田哲生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

平野隆久議長

次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

去る11月 5 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、契約関連の案件1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の令和2年度9月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は本議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会臨時会に当たりまして1件の報告をさせていただきます。

令和3年紀北町消防出初式の中止についてでございます。

毎年1月4日に実施しております新春を飾る恒例の紀北町消防出初式に関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、紀北町消防団の皆様とも協議の上、令和3年の消防出初式につきましては中止させていただくこととなりました。

なお、紀北町消防団員の皆様には、これから火災発生が最も心配される時期となり、年末の警戒態勢や毎月の放水訓練等を継続して実施していただいておりますことに感謝を申し上げ

げます。

また、このコロナ禍におきましても、気を緩めることなく消防団や関係機関等とも連携を図り、消防・防災活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての報告とさせていただきます。

日程第5

平野隆久議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第5 議案第73号 町民センター解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第73号 町民センター解体工事請負契約の締結についてであります。県道須賀利港相賀停車場線の相賀橋架け替えに伴い、紀北町町民センターを解体するため、令和2年10月

28日に入札執行した町民センター解体工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第73号 町民センター解体工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

議案第73号 町民センター解体工事請負契約の締結について次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 町民センター解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 5,007万2,000円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地
株式会社 平野組
代表取締役 平野 金人

令和2年11月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

県道須賀利港相賀停車場線の相賀橋架け替えに伴い、紀北町町民センターを解体するため、令和2年10月28日に入札執行した町民センター解体工事請負契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

ここで、資料はございませんが、入札についてご報告させていただきます。

この工事の入札につきましては、入札公告を令和2年10月1日に紀北町ホームページで公告いたしました。この中で本入札への参加資格を令和2年度紀北町建設工事発注標準で定め

る建築工事A Bランクのものとししました。入札は令和2年10月28日に執行し、3社の応札があり、その結果、株式会社平野組が5,007万2,000円で落札しました。

なお、予定価格は5,440万2,700円でありましたので、落札率は92%であります。

それでは、2ページ、資料1をご覧ください。

工事費につきましては、請負金額が5,007万2,000円。内訳といたしまして、工事価格が4,552万円、消費税が455万2,000円でございます。

工事概要につきましては、本体解体工事、外構解体工事、発生材処分工事、電気設備撤去工事、空調設備撤去工事となっております。

主な内容につきましては、本体解体工事が上屋・基礎・内部造作解体、外部足場、外部防音シート、運搬費ほか。外構解体工事が土間コンクリート、フェンス、花壇ほか。発生材処分工事が、コンクリート、廃プラスチック、モルタルほか。電気設備撤去工事が受変電設備、照明器具、廃材処分。空調設備撤去が空調設備、廃材処分でございます。

工期につきましては、議会の議決の日から令和3年3月20日としております。

3ページ、資料2をご覧ください。

この資料は設計金額の内訳を工事費と工事概要別に表したものでございます。工事費につきましては、設計金額が5,440万2,700円。内訳といたしまして、工事価格が4,945万7,000円、消費税が494万5,700円でございます。

工事概要と工事内容につきましては、2ページの資料1と同様でございます。こちらは諸経費を含んだ金額で表示いたしております。それぞれの設計金額が本体解体工事は3,316万2,000円、外構解体工事は195万6,000円、発生材処分工事は1,114万1,000円、電気設備撤去工事は188万円、空調設備撤去工事は131万8,000円で、工事価格が4,945万7,000円、これに消費税494万5,700円を合わせ、5,440万2,700円となっております。

続いての資料でございますが、資料3から資料6は今回の工事の説明図面となっております。

4ページ、資料3をご覧ください。

図面左が配置図で、左に番号①から⑰で表示し、撤去部分の名称を記載し、配置図内に表示してございます。

図面右下は工事場所の付近見取り図でございます。

続きまして、5ページ、資料4をご覧ください。

1階の平面図でございます。

続きまして、6ページ、資料5をご覧ください。

左が2階平面図、右下が3階平面図、右上が屋上の平面図でございます。

7ページ、資料6をご覧ください。

こちらは建物の立面図で、上が船津側から見た立面図、下が県道側から見た立面図でございます。

以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今財政課長から詳しい説明を受けました。いつになく詳しい説明だったと思います。でも、ちょっと分からないところがありまして、質疑させていただきます。

予定価格が5,440万2,700円で、落札が5,007万2,000円ですけれども、これの基になっている予算は3月議会の当初予算でした。それ以後の予算の計上は歳入も歳出もありませんけれども、歳入は町民センター等移転補償費で2億9,855万円入るんですね。そして歳出で町民センター解体工事1億234万1,000円となっております。今回の金額はこれの約半分なんですね。当初予算の半分が予定価格になっているというのはもう安くなったからいいというものではないと思うんですけれども、それに関しての説明は今全然ありませんでした。どういう経過でこの予算に対してこのような予定価格になったのか。もう半分、そんなに当初予算って軽いものなのかなという思いもあります。説明をお願いします。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

申し訳ございませんでした。当初予算の要求時でございますが、概算設計で建物の延べ床面積と躯体のコンクリート量の数量を想定いたしまして、処分費と撤去費等で算出し、諸経費は50%として積算をしていました。これにつきましては、町民センターにつきましては大会議室、こちらのほうが旧の結婚式場になるんですが、そちらやロビーなど空間の広い部屋

があることで、想定 of 延べ床面積での躯体のコンクリート数量と比較し、600m³ほど実施設計で少なく済んだことなどにより、直接工事費では2,500万円ほど、また諸経費を50%で見込んでおりましたが、共通架設費などそれぞれの区分で設計した結果、諸経費では1,800万円ほど、合わせて約4,800万円ほどの差が生じてまいりました。申し訳ございません。

言い訳にはなりますが、概算設計を行う際なんです、これまでの工事实績や資料等から数量を概算的に算出したしておりますので、どうしても差が生じてしまいます。町民センターにつきましては、先ほども申し上げましたが、建物の用途から大空間の間取りがあったことなどから、躯体のコンクリート数量が想定以上に少なかったことが主な要因でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上で終わります。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今述べられたんですけれども、ぜひ詳しい書面で私、出していただきたいと思うんです。金額が安くなったからいいというものではないと思うんですね。当初予算に対して、今概算工事とか諸経費とかたくさんおっしゃられましたけれども、口頭で私たちは今理解できません。ぜひ資料を提出していただきたい。安くなったからいいというものではないですし、私、町長にもお伺いしたいんですけれども、提案者は町長なんですね。この1億円の予算が5,000万円に済むということなんですけれども、そのことに対して提出者としてどう認識されていたのかお伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々もこの概略の計算で出したものを当初予算に出させていただきました。今議員おっしゃるように、私も担当のほうにお話しさせていただいたのは、今担当が説明したとおりなんですけれども、空間が多かったり、躯体のコンクリート量が少なかった。もちろん多めに予算というのは見るんですけれども、この乖離はちょっとおかしいんじゃないのというお話はさせていただきました。それで、そののところをまた当初予算でもその空間とか躯体のやつを単なる数字を掛けるのではなしに、そういう状況も判断して当初予算をつくるべきではなかったかということは指摘しておりますので、議員おっしゃるように、その分につきまして

はお詫びを申し上げます。

平野隆久議長

書類提出。

尾上町長。

尾上壽一町長

まだ議決前なんで、議決終わりましたらその数字も出させていただきます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私、気がつきまして、本会議で、臨時議会ですけれども、直接言うのはと思って、昨日指摘させていただきました。でも、そのことに関しても聞き取りで全体の説明の中に少しは入るのかなと思いましたが、一般的な説明で終わりました。本当に町長が今おっしゃられたように、肝に銘じておられるのかどうかですね。私ら議員の仕事は議会のチェック機能を果たすというのが一番の仕事ですし、100万円が50万円になったとかというんだったらまだ理解ができるんです。1億円が5,000万円違っていたというのは大変なことだと思うし、私たちはそれを3月議会でもう議決しているわけなんですね。二度とこういうことのないように、慎重に、これが反対に上がっていたらまた大変なんですけれども、下がったからいいというものではないと思います。そのところをぜひ書類も細かく提出していただきたいと思います。

もう3回目になりますので、もう一つ防音工事、2ページですか、工事概要のところでは本体解体工事のところでは外部防音シートというのがございます。老人福祉センターで説明が行われたときも近辺の方が大変理解に苦しむような発言をしておりましたので、工事に対してはこれがもう議決された日から解体が決定されるわけですが、防音もほこりとか、そういうものについてはどれぐらいの効果のあるものなのか、どういうものなのか、近隣の方への説明は終わっているのか、もう3回目ですので、お伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、この差というのは大きいなと私自身も感じておりますので、そこは今後はもう少し精査をしながら予算化したいなと思います。

それと、防音等につきましては、これが議決して業者が決まりましたら、業者による工事説明も行いますので、またそこでもご意見を伺いながら、どういう対応を近隣の皆さんにするかということもいろいろとやっていきたい。業者説明が近隣の方にはございますので。

平野隆久議長

答弁漏れはないですか。

近澤議員にお尋ねします。書類提出、町長は後でということでしたが、それでよろしいですね。いいですか。

11番 近澤チヅル議員

議決してからやね。

平野隆久議長

いいですね。はい、分かりました。

ほかに質疑される方ありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

この町民センターの周りは二方が道路に囲まれているし、もうあと二方は住宅とか何かに接近していると、そういう環境というか、地理的なもとに解体が行われるんですね。普通だったら設計もそうなんですけれども、こういう解体の設計も特記仕様書、先ほど近澤議員がおっしゃってましたけれども、ほこりとか騒音とか、そういうことも含めて特記仕様書を普通書くんですね。具体的に言いますと、例えば特記仕様書の内容ですけれども、出入りの車はどのようなふうな配慮をしなくてはならないとか、隣の住宅に対して、先ほど言ったような防音施設ですね、そういうことをどうするとか、それから、あと発生材は自由処分にするとか、自由処分というのは勝手にあちこち処分地を探して置くという意味です。自由処分。そういうことにするとか、それから、ここは地盤が恐らく軟弱地盤だと思うんで、基礎の撤去ということも書いてありますけれども、杭とかそういうことが打たれてないのか。杭を撤去する、しないはその上に何が建物が将来建つか、そういうことによっても杭を抜かなくてはならない。もしあれば杭を抜かなくてはならないとか、そういうこともやっぱり今回特記仕様書とか、あるいは図面に反映しておかなくてはならない、そういうことがあるんですけれども、先ほどの財政課長のあれでは特記仕様書とか図面の内容についていまいち不足しているところがあるんですね。今私が言ったようなことについて特記仕様書に書かれているのかどうか、あるいはまた書かれていなくてもそういうことを業者に解体の要件に現場説明か何

かで言っているのかどうか、その辺が1点。

それから、先ほどの大空間についてですけれども、もう既に体育館が2、3年前に解体されていると。そういうところから来て十分紀北町とすればそういう経験があるわけですから、今回の大空間を検討してなかったというのはちょっとおかしいなということです。

それともう1点は、積算根拠なんですね。それが根拠を出すためにというか、積算するために解体業者から参考見積もりを取っているのかどうか。そういうことも含めて今幾つか言いましたけれども、答弁いただければありがたいと思います。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

まず、特記仕様書の件からご説明させていただきます。

解体工事につきましてなんですが、特記仕様書に解体工法がございまして、解体工法は低振動、低音、低騒音型の機械器具などの選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音、振動の減少、粉じんの防止に努めることと特記仕様書では記載をしております。

処分地につきましては、特記仕様書には特には記載はしてございません。

続きまして、ごめんなさい。大空間の件につきましては、こちらのほうからはもうお詫びを申し上げるしかないんですが、結果といたしまして、予定数量の減少によりまして当初予算と比較いたしまして約半分ほどの設計額になってしまいましたことにつきましてはお詫びを申し上げます。

発生材処分費の積算につきましては、業者の見積もりにより設計のほうをさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

大体お答えいただいたと思うんですけれども、ただ、積算根拠、5,000幾ら、これは普通だったら解体業者から参考見積もりを取って、それで、それにプラスいろんなもろもろのことを加算されると思うんですけれども、というのは、これからいろいろやっぱりこういう解体の仕事が出てくると思うんです。ですから、そういう発生材の処分も含めてやっぱりこれをモデルにするべきじゃないかと思って、それで私はそういうしつこく質問しているんです

ね。ですから、もう一度繰り返しますけれども、積算根拠、それから杭はあったかどうかね、その辺も答弁漏れだったんで、その2点。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

すみません、まず積算根拠からご説明をさせていただきます。

基本的に積算につきましては、公共建築工事、積算基準に基づき積算をしております。また、そちらのほうに記載されていないものは業者さんから見積もりをいただいて、設計のほうをさせていただいております。

続きまして、杭につきましては、ごめんなさい、答弁漏れがございました。町民センターは杭基礎の建築物でございます。杭につきましては、県との協議の中で杭の天端は地表面から約1.5メートルでございます。今回の道路計画の施工計画上から考えましても、杭が残っていても問題はないということでございましたので、今回の工事では杭の引き抜き工事はしないこととしてございます。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

もう一度、先ほど積算根拠の何とか言ってましたね。本の名前、資料の名前、それをもう一遍正確にお聞きしたいんですけど。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

すみません、早口で申し訳ございませんでした。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事積算基準でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この工事の中で基礎は撤去するという事になってますけれども、この図面を見ると、ボイラーを扱ってまして、油タンクがあります。この油タンクをどのように処分するのかですね。

それから、この中で建物の中には鉄筋が入ってますんで、今金属の値段が非常に安くなってますけれども、これは場合によっては例えば受変電設備ですか、これももう一部有価になる可能性を秘めていることもございますので、そこら辺を含めて、このタンクの撤去とかをやるかによって随分工法が変わってくると思うんです。そうすると、この設計仕様書ですね、この工事の。設計仕様書はどういうふうになっているのか。もしできたらその資料をお出しするということでもございましたんで、設計仕様書も頂ければ幸いですということで質問させていただきます。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

タンクにつきましては、全て撤去することといたしております。また、鉄筋等につきましても、現在は処分ということで積算をしております。

以上でございます。

平野隆久議長

設計書は。

水谷法夫財政課長

設計書につきましては、金入りとなってございまして、金抜きの分でしたら議決前でも提出は可能なんです、議決後で提出をさせていただきます。

以上でございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

議決後に出してもらってもしょうがないものですから、それがどういうふうになっているか。例えばタンクの撤去ですけれども、そのタンクの撤去がどのようにするのかですね。工法によって随分金額変わってきますんで、例えば基礎のコンクリもどのような工事するのかということによって随分金額変わってくると思うんです。そこら辺が分かるように、もし資料が

後から出てくるのであれば、分かるように口頭でも説明していただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

設計の部分はいろいろと業者が設計していただいて、聞き取り等もして金額を入れているんですけども、基本的に細かい細部はあるんですけども、業者自体はこの金額で工事ができるよということで入札に入っていただいておりますので、そこはご理解いただきたいなと思います。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

業者はできるよ言うても、どういう工法でやるという工法がきちっと分かってないのに金額だけ出されたって、それで仕様書を例えばタンクの撤去については油を処理して、それからどう処分すると。処分の仕方はこういうふうにしますよと。それによって随分金額変わってきますよ。だから今回は初めの当初予算と設計金額が違うということで、なぜ違ったのかというのが問題になっているわけですから、それについて今当初予算と変わったのは平米数が違うということであるけれども、それだけなのかなということで私は工事の仕方によって料金が変わってくると。それで、口頭でこうやってやりますと言うけれども、それじゃこのタンクについてはこういうような工法でやりますよとか、また町のほうからすれば、こういう工法でやってくださいとか、またこういうことに気をつけてやってくださいとかいうようなところがあるはずですよ。だからそこら辺がどういうふうになっているか、これは業者が言っとるからでは済む問題じゃないです。よろしくお願ひしたい。

平野隆久議長

建設課長。

宮原俊也建設課長

オイルストレージタンクの撤去の積算なんですけれども、これにつきましても先ほど財政課長のほうが言いました単価表というのがございます。ですので、今原議員がおっしゃられたように、細かいこうやってこうやってこうやってして撤去するというのを見積もって、幾らと言うて、そういうものを指示して幾らと言うて積算しているものではなくて、標準的にそういうものを1か所撤去する場合は幾らという単価を上げてでございますので、それでも

ってこの仕様書の中へ盛り込まさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

入札参加の業者の公表をお願いします。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

入札参加業者なのですが、先ほど説明させていただきました入札参加業者の3者なのですが、会社名につきましては議決前でございますので、控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

落札率はこれ計算したら分かると思うんですけども。

平野隆久議長

92と言いました。

2番 田島明良議員

はい、いいです。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

10番、瀧本。

当初予算が1億何千万で、なぜ9月議会の補正で出せなかったのか。4か月か5か月あったはず。その5,400万円というのは業者が出したの。それとも建設が出したの。その辺が非常に疑問です。十分時間があります。その間にその金額を出せないということは、これ言うたら職務怠慢ですね。だから9月の補正であがってこなければいけない事案だと私は思います。町長、どう思いますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

予算のほうはこの3月補正、精算後になりますんで、そういうことになろうかと思います。9月補正というのは、予算があって、設計業務を出してます。この解体が幾ら幾らと予定価格の基礎となるものですね。それは9月議会では間に合わなかったということです。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

何で今やるの。4か月も5か月もあるのに、5,400万円というのは業者が出した値段なの、3者の。それで最低線を引いてやったの。これはやっぱりこれぐらいでできる。あんなもの、あんな結婚式場やったんやで、あそこはどえらい広場になったことは町長も御存じやき。その辺が非常に私はずさんだと見とるんです。今後の件についても、これは半分になっていくようなことやったら、これは逆にこれが半分、1億円のものが1億5,000万円になってきたら、これは紛糾しますよ。これ安いから、人間としては安くてよかったなと思うけれども、これをやる物の考え方の基本が私はなっていないと思う。その辺どう思いますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、その辺、私ももっとしっかりと精査しろという話をさせていただいております。それと、先ほど9月補正でできなかつたかというのは、設計の工期が9月4日でしたので、9月補正にはそれ出せないし、この工事も精算して5,500万円、契約変更とか、そういうのもあるかも分かりませんし、いつもこういった工事の精算額は3月補正で出させていただいているようなことですので、ご理解願います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

こういうことはもうしてほしくないですね。こういうことが予測できることやったら、予測できるようなことを行政報告で言っていただきたいですわ。こんなばかげたような数字が出てくるということは誰が考えても、町民が全部考えても、これは不確かだと思いますよ。そ

それは日程はこうだからこうだとか、そんな問題じゃないですよ。要するに執行部の、いわゆる行政の権威が疑われる。その辺もうちょっときちっとしてもらわな困る。町長、答弁。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今後精査していきたいと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第73号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

平野隆久議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日の会議を閉じます。

平野隆久議長

これで令和2年第6回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 13分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 11 月 25 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生